

弥富市役所本庁舎新型コロナウイルス感染症対策関連情報掲示要領

1 事業の概要

この要領は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる者の情報発信をすることを目的として、その者が作成した資料を市役所本庁舎に掲示する事業に関して、弥富市庁舎管理規則(昭和41年弥富町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症対策として、事業や雇用を継続する取り組みまたは、市民生活の一助となる取り組みを行っている者とする。

ただし、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が弥富市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団及び暴力団員が経営に事実上参画しないこと。

3 掲示場所

掲示場所は、本庁舎1階市民プラザとする。

4 掲示物の仕様等

- (1) 掲示物は紙媒体とし、対象者が作成したものとする。
- (2) 掲示物には問い合わせ先を明記したものに限るものとする。
- (3) 市役所は掲示物に関する問い合わせには応じないものとする。
- (4) 掲示物は、掲載内容に応じた市役所所管課で許可を受けることとする。
- (5) 掲示場所は市役所所管課の指示に従うこととし、対象者の責任において掲示及び回収を行うものとする。
- (6) 掲示期間経過後、未回収の資料は管理責任者において処分することができるものとする。

5 掲示期間

掲示期間は、許可日より最長2か月間とする。

6 掲示料等

- (1) 掲示料
無料とする。
- (2) その他の必要経費
制作、掲示、維持管理、その他一切の経費については、対象者の負担とする。

7 提出書類

- (1) 庁舎使用許可申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

9 申し込み先及び問い合わせ先

弥富市役所 総務部 財政課 管財グループ

電話番号 0567-65-1111（内線 465）

問い合わせ内容により担当課と個別に協議、相談していただきます。